

令和 8 年 5 月
農業委員会議事録

開催日：令和 8 年 5 月 2 5 日（月）
場所：越谷市農業技術センター 2 階
研修室
開会時刻：午前 9 時 5 5 分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 8年5月25日 (月)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	三ツ木 宗 一	出	8	豊 田 佳 樹	出
2	石 塚 健 造	出	9	小 林 博	出
3	田 口 勲	出	10	中 島 満	出
4	坂 卷 慎 一	出	11	瀬 尾 守	出
5	白 鳥 みどり	出	12	金 子 繁 雄	出
6	山 崎 保 夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻 島 元 治	出	14	山 崎 明 美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	川 上 政 己	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	川 上 嘉 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	須 賀 英 夫	出	13	原 田 正	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 中 村 清 彦
統括主幹 上 原 誠
主 幹 江 森 一 雄

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時27分

9. 会議の内容

事務局 長

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻前でございますが、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。ご苦労さまです。今月からクールビスということで、今日は半袖の方もいますが、上着を着ている方もおります。今月に入ってから肌寒くなり、3月の下旬から4月の上旬の陽気となりました。田植えをされていて、風が吹くと寒くて寒くて、そしてお天道様が出ると今度は暑くて暑くて熱中症になるような暑さで、年取ってくるとその温度差に非常に体力を奪われるので、仕事をするのもなかなか大変でございます。今、田植えの真盛りで、もう大体の方は終わったのかと思いますが、大口の方はまだまだ続きます。これからは、暑さに耐えながらの田植えになるかと思います。

ご存じの方もいらっしゃるかと思うのですが、荻島地区で、受託して農家をやっている方のせがれさんが亡くなったということで、農業委員会も市役所もその対応に追われていました。そのような中で市はいろいろな会議を開き、何枚かは担い手が見つかったのですが、全てが見つかるわけではないので、今年の作付ができないとなったら、その管理はどうするのか。荒れては困るので、農業委員会も関係してくるわけです。集積したところは多少なりとも請け手がいるのですが、集積地以外は耕作条件が悪く、そのような農地を中心に請け負っている方でした。この1年間で残ったところ、受けてもらえなかったところをどういうふうにするのか、これから役所のほうで協議するかと思います。家族で農業をやっていると、メインでやっている方が亡くなってしまうと途端に作業ができなくなってしまう。

今、地域計画の地図を作っていますが、10年先の話になりますが、現実には大口の担い手がそういうことになると非常に困ってしま

う。時期にもよるのですが、そういうことは起きる話であり、なかなか10年先の話、ここは誰がやるとかという問題よりも、身近なところで2年先とか、その辺で困ってることがあり得る話だと思います。私もせがれがやっているからやっていますけれども、家族の中で1人でも欠けたら農業はできません。今の面積を継続して親子でやっていくというのは非常に難しいと思っております。せがれが誰か知り合いでも頼んで、従業員でも雇えるような経営体になればまた別ですけれども、親子でやっているというに限界がありますし、いずれどちらかが倒れますので、その辺も考えてこれからの農業、今は請けているけれども、急にできなくなったときの受皿、そういうものもこれから必ず必要になってくるのかなと思っております。

10年先よりももっと間近なところでおかしくなる、体調不良になるということがあり得ますので、その辺が一番、このところで急に亡くなったということで、農業委員会としても農地が荒れないようにするには、農業振興課と調整をして、せめて耕うんだけでもしてもらえれば、管理でもしてもらえれば、来年作るという人も作れるのですけれども、その辺も踏まえて、これから農地をどうやって守るか考えていかないといけないのかなと思っております。皆さんも決して若くないので、体調には本当に十分気をつけて、急にそういうふうなことになるように、体調を整えて農作業に励んでいただければと思います。

実際に起きる話であり、いずれそういうときが来ますので、その辺も踏まえて皆さんのご協力をお願いする場合もあるかと思っておりますので、その辺も含めてお願いして、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事 務 局 長

ありがとうございました。

本日は全員ご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定によりまして、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

統括主幹

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から13番の小野寺委員、14番の山崎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は5,386平方メートルです。通作距離は5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人1名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は新規就農です。経営面積は371平方メートルです。通作距離は0.01キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4名です。

以上2件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員7番の高島委員より、2番について推進委員12番の松沢委員よりお願いいたします。

では、1番について高島委員よりお願いいたします。

7番推進委員
(高島委員)

1番の件について説明します。

5月15日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題ありません。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

1 2 番推進委員
(松沢委員)

議 長

1 0 番 委 員
(中島委員)

議 長
主 幹

続いて、2番について松沢委員よりお願いいたします。

2番の件について説明します。

5月15日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は新規就農であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題ありません。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

中島委員。

2番の件について質問したいと思います。

新規就農者の農地取得要件について伺います。新規就農者としての要件はありますでしょうか。具体的に何かを届出して新規就農者となり得るのでしょうか。

何点かあるのですが、2点目に、今回の譲受人は初めて農地を取得するのでしょうか。また、家族に農業者がいるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

3つ目として、新規就農としては、農地取得面積が少ないように思われますが、最低面積はあるのでしょうか。また、農家として最低面積要件はあるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

4点目、農機具はどのようなものを持っているのでしょうか、あるいは取得しようとしているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

最後に、新規就農でどのような経営を目指しているのでしょうか。具体的にどのような作物を栽培しているのでしょうか。分かる範囲でお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局。

中島委員さんのご質問にお答えします。

まず、新規就農者の要件につきましては、3つの要件がございます。1つ目は、全部効率利用要件、これは全ての農地を適正に耕作すると

ということです。2つ目は、農作業常時従事要件、こちらは年間150日以上農業に従事していないといけません。3つ目は地域との調和条件、地域の話合いへの参加、農薬の適正使用、地域の共同作業への参加、こういったことが要件になっております。

今回の新規就農者についてですが、新規就農するための届出等は必要なく、今回の3条の許可申請の中で審査をしていくことになります。

2つ目のご質問に関して、今回の譲受人は初めて農地を取得するのかということについて、申請者は今回初めて農地を取得します。申請人の奥様が農家の出身でございまして、奥様は農業経験があります。ご本人は家庭菜園レベルなのですが、今、奥様の実家で勉強中ということでございます。

3つ目のご質問、新規就農者として農地取得面積が少ないように思われるということですが、今までは5反要件というのがございました。それが令和5年4月から廃止になりまして、小規模でもしっかりと農業をやられる方はどんどん農業に参入してもらおうという国の方針により、下限面積要件が廃止になりました。

4つ目のご質問、農機具はどのようなものを持っているかということですが、私も確認いたしました。小さいトラクター、草刈り機等を確認しています。なお、今回農地を取得するので、トラクターを購入予定と聞いております。

新規就農でどのような経営を目指しているかにつきましては、営農計画書を今回申請にあわせて提出してもらっているのですが、本人は来年3月、会社を退職しまして、本格的に農業に携わりたいということで、野菜作りは自家消費がメインとなりますが、小規模でもしっかりと農業をやっていきたいと考えております。軌道に乗れば農地を増やしていきたいということを聞いております。具体的な栽培品目については、露地野菜、ナス、トマト、キュウリ、ニンジン、ネギ、そういったものを作っていきたいということをお聞きしております。

以上でございます。

よろしいですか。

議

長

10番委員
(中島委員)

議長
議員
議長

議長

統括主幹

はい。

ほかに。

なし。

ほかにないようですので、質疑がないということで、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について、事務局より説明願います。

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、十分な生活スペースの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、妻の父が所有する土地を借り受けできることになりました。申請地は両親の住む住宅にも近く、子育ての支援やお互い何かあったときなど助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。なお、令和8年1月27日付で、自己用住宅として農用地区域から除かれています。

本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号イの不許可の例外に当たり、農地法施行規則第33条第4号の住宅に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と

いたしまして、譲受人は現在市外の親族の住宅に居住しておりますが、近々結婚を予定しており、子育て等に十分な広さの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地周辺には公園、保育所及び小学校もあり、子供を育てていく環境も整っていて、両親の住む住宅にも程近く、お互い何かあったときなど助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に居住しておりますが、近々結婚を予定しており、子育て等に十分な広さの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地周辺には公園、保育所及び小学校もあり、子育てをしていく環境も整っていて、両親の住む住宅にも程近く、お互い何かあったときなど助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅に居住しておりますが、近々結婚を予定しており、子育て等に十分な広さの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地周辺には公園、保育所及び小学校もあり、子供を育てていく環境も整っていて、両親の住む住宅にも近く、お互い何かあったときなど助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅に居住しておりますが、近々結婚を予定しており、子育て等に十分な広さの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地周辺には公園、保育所及び小学校もあり、子供を育てていく環境も整っていて、両親の住む住宅にも近く、お互い何かあったときなど助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上4件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、

議 長

資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について中島委員、2番から5番について豊田委員よりお願いいたします。

では、1番について中島委員よりお願いいたします。

10番委員
(中島委員)

1番の件について説明します。

5月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック土留めで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

続いて、2番から5番について豊田委員よりお願いいたします。

8番委員
(豊田委員)

2番の件について説明します。

5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。

続きまして、3番の件について説明します。

5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

4番の件について説明します。

5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。

5番の件について説明いたします。

議

長

5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございますか。

全

員

なし。

議

長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第2号議案の6番から8番について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の2ページ及び3ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から8番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、高齢の母の世話をしている姉から、一人で面倒を見るのが大変になってきており、協力してほしいとの相談があり、母の住む住宅の近くに戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は母の住む住宅にも程近く、何かあったときなどすぐに駆けつけることもでき、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、独立した環境の自己用住宅の建

議 長

5 番 委 員
(白鳥委員)

議 長

2 番 委 員
(石塚委員)

築を計画し、土地を探していたところ、父の所有する土地を借り受け
できることになりました。申請地は両親の住む住宅にも程近く、両親
との交流や子育てなど、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に
及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と
いたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3
人で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、
土地を探していたところ、申請地は祖母の住む住宅にも程近く、困っ
たときなどすぐに駆けつけることもできるなど、お互い助け合える最
適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上3件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進
んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替
性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、
資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等
により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、6番
について白鳥委員、7番及び8番について石塚委員よりお願いいたし
ます。

それでは、6番について白鳥委員よりお願いします。

5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的
は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで
囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、7番及び8番について石塚委員よりお願いいたします。

7番の件について説明します。

5月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的
は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲を土留めコンクリートブロ
ック及びブロック塀で囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはない

議
全
議

長
員
長

いと判断します。

続きまして、8番の件について説明します。

5月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側道路に接する部分を除き、周囲をコンクリートブロック及びフェンスで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局より報告願います。

統 括 主 幹

それでは、ご報告させていただきます。議案書の4ページを御覧ください。

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の5ページから6ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、6件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

第1号報告及び第2号報告についての届出は、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。

議 長

続きまして、議案書の7ページです。第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回3件の通知がありました。内容につきましては、議案書記載のとおりです。

報告事項は以上です。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、6月25日木曜日、午前10時から、この会議室で行います。

事 務 局 長

会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職 務 代 理

本日は、農業委員会に出席ありがとうございます。

冒頭で会長も言っていましたが、気温の高い低いが激しい時期でございます。体に気をつけて、また来月の農業委員会出席よろしく願いいたします。

事 務 局 長

本日はご苦労さまでした。

ありがとうございました。

本日の総会につきましては、これにて閉会といたします。

(閉会時刻：午前10時27分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和8年 5月25日

議 長

署名委員

署名委員